◇**外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（外務省）

1　総合外交政策局軍縮不拡散・科学部、同局安全保障政策課及び同部不拡散・科学原子力課の所掌事務についてそれぞれ所要の改正を行うこととした。（第四条、第三一条及び第三六条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国土交通省組織令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（国土交通省）

1　海上保安庁に海上保安監を置くこととした。（第二四五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**環境省組織令の一部を改正する政令**（政令第一四五号）（環境省）

第一　改正内容

一　総合環境政策局及び地球環境局の所掌事務を変更することとした。（第四条及び第五条関係）

二　大臣官房に置かれる参事官を一人増員するとともに、大臣官房に置かれる参事官のうち一人は、平成二八年三月三一日まで置かれるものとすることとした。（第一〇条及び附則関係）

三　その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四六号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、複合型サービス福祉事業を行う法人及び保育所を設置し、又は経営する法人を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四七号）（警察庁）

1　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一四八号）（警察庁）

1　警備局警備企画課及び公安課の所掌事務を改めることとした。（第三七条及び第三八条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五〇号）（財務省）

1　電源利用対策として、原子炉施設の解体に関する技術の開発に要する費用に係る補助金の交付を追加することとした。（第五一条関係）

2　農業経営基盤強化事業として、食料安定供給特別会計から農地保有合理化事業により農地について利用権の設定又は移転を受けた者に対する交付金の交付を追加することとした。（第六二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（内閣府本府）

1　株式会社地域経済活性化支援機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を一兆円とすることとした。（第三条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**土地改良法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五二号）（農林水産省）

1　国営土地改良事業として農用地の災害を防止するため必要なため池の変更の事業を追加することとした。（第四九条第一項関係）

2　都道府県営土地改良事業として遊休農地利用増進土地改良整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業を追加することとした。（第五〇条第六項並びに第七八条第一項及び第二項関係）

3　その施行に係る地域の全部を都道府県の区域の一部とする国営土地改良事業のうち福島復興再生特別措置法第八条第一項又は第三項の規定により国が行う事業について、当該土地改良事業に係る換地処分等を農林水産大臣が行うこととした。（第五一条の二関係）

4　時限措置として認められている現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地等の農業上の利用の増進を目的として国が行う土地改良事業の期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

5　時限措置として認められている農用地利用集積促進用排水施設整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う都道府県営事業について、国又は都道府県の行う区画整理又は農用地の造成と一体となって効果が発揮される場合についても申請できることとするとともに、その期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第三項関係）

6　時限措置として認められていた生物の多様性の確保に配慮した基盤整備に係る都道府県営事業に係る申請要件の特例等の措置につき、期限の到来に伴い廃止することとした。（附則第四項及び第九項関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、3については、福島復興再生特別措置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇**地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が八五〇億円（改正前一、〇四〇億円）を超える場合に、八五〇億円を超えて三、四八八億円（改正前六、九一〇億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、三、四八八億円を超える部分については五万八、五一二分の五万八、二七六を政府が支払うこととした。なお、附則第二項は削ることとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（厚生労働省）

1　高等職業訓練促進給付金の支給期間を養成機関において修業する期間に相当する期間（その期間が二四月を超えるときは、二四月）を超えない期間とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三〇条第四項の規定は、平成二五年四月一日から適用することとした。

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五五号）（防衛省）

1　防衛省の職員に支給される特殊勤務手当に関し、爆発物取扱作業等手当の支給される職員の範囲を拡大することとした。（別表第五関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第五の規定は、平成二五年四月一日から適用することとした。

◇**平成二十五年分として交付すべき政党交付金の交付時期の特例に関する政令**（政令第一五六号）（総務省）

1　平成二五年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額の四分の一に相当する額を、四月に代えて、五月に交付することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。